

「指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業」  
指 定 申 請 の 手 引 き

令和4年4月

朝霞市福祉部障害福祉課

## [目 次]

1. 相談支援事業の概要	2
2. 相談支援事業体系	2
3. 指定の要件	3
4. 指定基準	3
5. 指定申請の手続き	5
6. 指定申請時の留意事項	6
7. 変更申請	6
8. 指定の更新	7
9. 加算の申請	8
10. 廃止・休止・再開	8
11. モニタリングの標準期間	8
12. 支給量について	8
13. 支給決定プロセスの各段階で市に提出する利用計画の様式	10
14. 報酬	11
15. 計画相談支援の決定・請求について	13
16. 関係法令	13
17. その他	15

指定申請書類の提出先・お問い合わせ

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

朝霞市役所福祉部障害福祉課障害福祉係

電話 048-463-1598 (直通)

FAX 048-463-1025

メール syogai\_fukusi@city.asaka.lg.jp

## 1. 相談支援事業の概要

平成24年4月1日から障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、相談支援の充実・強化が図られ、相談支援事業が「一般相談支援事業」「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」に再編されました。

このうち、サービス等利用計画の作成等を担う「特定相談支援事業」、障害児の通所支援利用計画作成等を担う「障害児相談支援事業」を行う場合、事業所の所在地を管轄する区市町村長の指定を受けることが必要となります。

## 2. 相談支援事業体系

種類	事業の主な内容	
指定特定相談支援事業 【市が指定】	基本相談支援 ・障害者や障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言などの支援を行う。	計画相談支援 ・障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成（サービス利用支援）。 ・一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う（継続サービス利用支援）。
指定障害児相談支援事業 【市が指定】		・障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成（障害児支援利用援助） ・一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う（継続障害児支援利用援助）。
指定一般相談支援事業 【県が指定】		地域相談支援 ・地域に入所又は入院している障害者が地域に移行するための活動に関する相談。外出同行支援、入居支援等（地域移行支援） ・居宅において、単身で生活する障害者等に対する緊急事態等の相談。24時間の相談支援体制等（地域定着支援）

### 3. 指定の要件

- ・申請者が法人であること。
  - ・事業所の指定基準を満たすこと。
  - ・適正な事業の運営が見込めること。

#### 4. 指定基準

人員基準

① 管理者 1 名

- ・原則として専従です。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができます。管理者は相談支援専門員である必要はありません。

② 相談支援専門員 常勤換算で1名以上

- ・原則として専従です。ただし、計画相談支援事業に支障がない場合は、当該事業所の他の業務又は他の事業所、施設等の業務に従事することができます。
  - ・常勤／非常勤の別は問いません。

※専従とは：原則として、サービス提供時間帯（当該従業者の勤務時間）を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。

常勤換算とは：当該従業者の勤務時間を常勤従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該従業者の員数を常勤従業者の員数に換算する方法をいいます。

(例) ①常勤者を1名配置 → 40時間 ÷ 40時間 = (常勤換算で) 1名

②常勤者1名と非常勤（週20時間）1名を配置

→ (40時間+20時間) ÷ 40時間 = (常勤 併設事業所換算で) 1.5名

※兼務できる業務、できない業務

## ○ できる・・・管理者 + 相談支援専門員

× できない …… 相談支援専門員 + サービス管理責任者

## 相談支援専門員 + 児童発達支援管理責任者

## 相談支援専門員 + サービス提供責任者

#### 【相談支援専門員の資格要件】

相談支援専門員は、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります。

## ア 相談支援従事者研修の受講

都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修）の全日程受講・修了していることが必要です。（過去に障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある場合で、平成24年3月末までに相談支援従事者研修（1日課程）を受講している場合も対象となります。）

なお、初任者研修の受講終了年度の翌年度から5年に1回以上、相談支援従事者現任研修を受講する必要があります。

## イ 実務経験

従事した業務に応じて、3年、5年、10年以上の要件があります。

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※1年の実務経験とは、1年のうち業務に従事した期間が通算して180日以上であること  
以下、参照↓

第1 平成18年10月1日において現にイ又は口に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからホに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者
- 二 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者）
- ホ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの従業者（介護支援専門員資格者）

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※）が、介護等の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

- イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
- 障害者福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これに準ずる施設の従業者

第6 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※社会福祉主任用資格者等

社会福祉主任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員用資格者、精神障害者社会復帰指導員用資格者

#### 【設備基準】

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供必要な設備及び備品等を備えなければならないとされており、具体的には以下の点について留意すること。

##### ア 事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。間仕切りするなど、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、相談支援を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

##### イ 受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。

##### ウ 設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品を確保する必要があるが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合で運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の設備・備品を使用することができる。

また、設備・備品は事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

## 5. 指定申請の手続き

事業者の指定は、事業所ごとに行います。同一法人が、複数の所在地の異なる事業所で相談支援事業を行う場合には、事業所ごとに申請書類が必要です。特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合、書類は1セットで構いません。

### (1) 申請書類

指定申請に必要書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。

## (2) 提出方法

市役所障害福祉課窓口での受付となります。必要書類一覧及びチェックリストにより必要事項を全てご確認の上、ご提出をお願いします。

## (3) 提出期限

指定希望月の前々月末日が提出期限です。指定は各月の1日付で行います。

(例) 6月1日指定希望の場合 → 4月末日が提出期限

## 6. 指定申請時の留意事項

### (1) 障害児相談支援事業のみの指定申請について

障害児相談支援事業（通所支援）のみの指定については、障害福祉サービスの利用も含めた障害児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、あわせて特定相談支援事業の指定を受けることを基本とします。

### (2) 主たる対象者（障害種別）の特定について

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者は、「総合的に相談支援を行う者」である必要があります。原則、三障害及び難病等対象者について対応することとし、主たる対象者を特定する場合は、以下の内容を満たすことが必要です。

- ① 他の事業所との連携により、主たる対象者以外の者についても対応可能であること。
- ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。
- ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること。

ただし、(1)により障害児相談支援事業と特定相談支援事業の指定をあわせて受ける場合で障害児のみを対象とする場合は、主たる対象者を「障害児」として差し支えありません。

### (3) 定款・登記事項証明書の記載について

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定を受ける場合、定款・登記事項証明書に以下のような該当事業の記載が必要となります。

特定相談支援事業の指定を受ける場合 → 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

障害児相談支援事業の指定を受ける場合 → 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

## 7. 変更申請

事業所の名称・所在地・その他の省令で定める事項に変更があった場合は、10日以内にその旨の届出が必要です。特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合、書類は1セットで構いません。

### (1) 届出が必要な変更事項

- ① 事業所の名称・所在地
- ② 申請者（法人）の名称・主たる所在地
- ③ 申請者（法人）の代表者の氏名・生年月日・住所・職名

- ④ 申請者（法人）の登記事項証明書・条例等（特定相談支援・児相談支援に係る事業に関するものに限る）
- ⑤ 事業所の平面図
- ⑥ 事業所の管理者の氏名・生年月日・住所・経歴
- ⑦ 相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴
- ⑧ 運営事項
- ⑨ その他の事業運営に係る情報（事業所の電話番号等）

（2）変更届出書類

変更届出に必要な書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。

（3）提出方法

市役所障害福祉課窓口での受付となります

（4）提出期限

変更があった日から10日以内

（5）留意事項

- ① 変更書類として登記事項証明書（登記簿謄本）を添付する場合は、写しで構いません。
- ② 相談支援専門員を増減する際、運営規定に員数の規定がある場合は併せて変更をお願いします。

## 8. 指定の更新

指定相談支援事業所の指定は、6年ごとに更新が必要です。更新の指定を受けなければ効力を失います。

指定希望月の前々月末日が提出期限です。指定は各月の1日付で行います。

（例）6月1日指定希望の場合 → 4月末日が提出期限。

（1）更新書類

更新届出に必要な書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。

（2）提出方法

市役所障害福祉課窓口での受付となります

## 9. 加算の申請

特定事業所加算及び各種支援体制加算を受けるには、市への申請が必要です。  
届出に必要な書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。

## 10. 廃止・休止・再開

### (1) 事業所を廃止・休止・再開届出書類

届出に必要な書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。

### (2) 提出方法

市役所障害福祉課窓口での受付となります

### (3) 提出期限

廃止・休止をする日の1か月前まで

再開した日から10日以内

## 11. モニタリングの標準期間

### (1) 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者

→利用開始から[3ヶ月間、毎月実施]

### (2) 在宅の障害福祉サービス利用者 ※(1)を除く

ア 以下に該当する者 → [毎月実施]

- ・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ・常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもの（ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る）

### (3) 在宅の障害者サービス利用者 ※(2)を除く→ [3ヶ月ごとに実施]

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

イ ア以外の者 → [6ヶ月ごとに実施]

### (4) 療養介護又は障害者支援施設入所者 → [1年ごとに実施]

障害児が、計画相談支援と障害児相談支援の両方を受ける場合の報酬については、障害児相談支援のみの算定となります。

※上記は標準期間であり、利用者の状況により期間が変動することがあります。

## 12. 支給量について

月当たりの支給量については「朝霞市障害福祉サービス支給決定基準」に基づき、基準支給量の範囲内で必要な支給量を算出する。

※障害児通所支援において、やむを得ず、基準最大支給量を超える場合は「基準最大支給量を超える支給決定が必要な理由書に下記の内容を詳しく記入し、利用計画案に添付すること。

- ・支給量を超えて通所しなければならない理由。
- ・支給量を超えて通所することにより、療育のどの部分に必要なのか。
- ・支給量を超えて通所するに当たり、療育のどの部分が達成でき、また目標達成時期を記入。

### 13. 支給決定プロセスの各段階で市に提出する利用計画の様式

支給決定プロセス	「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の様式								サービス等調整会議議事録等、独自の様式 アセスメントシート、ニーズ整理表	
	様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2		
	障害児支援利用計画案	サービス等利用計画案	障害児支援利用計画案（週間）	サービス等利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）	サービス等利用計画	障害児支援利用計画（週間）	モニタリング報告書	継続障害児支援利用計画（週間）
① 支給決定前	●	●	●	●						○
② 支給決定後						●	●			
③ モニタリング	サービスの種類が追加または変更になる場合	●	●	○	○			○	○	○
	サービスの種類は変更なく、量のみが変更になる場合							●	●	○
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			○	○			○	○	○
	特に変更がない場合							●		○

●必須提出、○必要に応じて提出

- ※ 利用計画書の様式は、朝霞市独自の様式はありませんので、国様式を使用。
- ※ 支給量は利用計画案に基づき決定されるため、相談支援事業所では必要な支給量を算出し、それを利用計画案に記載します。
- ※ 申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者になるため、サービス等利用計画の作成は不要になります。ただし、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者は障害福祉サービスが優先となるためサービス等利用計画が必要です。
- ※ 申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体化した計画の提出になります。

## 14. 報酬

計画報酬及び障害児相談支援の報酬は以下のとおりです。

基本報酬及び加算の詳細については、厚生労働省報酬告示を参照ください。

### 計画相談支援

令和3年4月1日現在

項目	報酬名	単位
サービス利用支援費	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,864単位／月
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,764単位／月
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,672単位／月
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,622単位／月
	サービス利用支援費（Ⅰ）	1,522単位／月
	サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位／月
継続サービス利用支援費	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,613単位／月
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,513単位／月
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,410単位／月
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1,360単位／月
	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,260単位／月
	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位／月
	初回加算	300単位／月

### 障害児相談支援

項目	報酬名	単位
障害児支援利用援助費	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,027単位／月
	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,927単位／月
	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,842単位／月
	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,792単位／月
	障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,692単位／月
	障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位／月
継続障害児支援利用援助費	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,724単位／月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,624単位／月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,527単位／月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,476単位／月
	継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,376単位／月
	継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位／月
	初回加算	500単位／月

※ 障害児が、計画相談支援と障害児相談支援の両方を受ける場合の報酬については

障害児相談支援のみの算定となります。

## 機能・強化型 体制加算一覧

算定要件（概要）	I	II	III	IV
常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうちの1名が相談支援従事者現任研修を修了していること。	○			
常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうちの1名が相談支援従事者現任研修を修了していること。		○		
常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうちの1名が相談支援従事者現任研修を修了していること。			○	
専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうちの1名が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。				○
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○		
基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。	○	○	○	○
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○
指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援相談員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○
相談支援専門員1人あたりの1か月間の取扱件数が40件未満であること。	○	○	○	○

## 15. 計画相談支援の決定・請求について

- ・計画相談支援給費が発生するのは、障害福祉サービス費等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点です。
- ・障害福祉サービスと障害児通所サービスを併用する場合の相談支援給付費に係る報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給になります。
- ・同月に計画作成又はモニタリングを複数回行った場合は、いずれも月額報酬のため、請求は1回のみになります。
- ・同月に計画作成とモニタリングの両方を行った場合

新規→計画相談支援を初めて利用する場合

計画作成後にモニタリングを行うため、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の請求が可能です。

更新→モニタリングの結果、計画に変更が生じ、計画作成を行う場合

モニタリング後に計画作成を行う場合は、サービス利用支援費のみの請求になります。

※月をまたがって計画作成を行う場合も、サービス利用支援費の請求になります。

## 16. 関係法令

【障害者総合支援法・児童福祉法】

### 1 指定（総合支援法第51条の20、児童福祉法第24条の28）

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」）となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、事業所の所在地を管轄する区市町村長の指定を受ける必要があります。指定は事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。

- ・申請者が法人でないとき。
- ・事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- ・申請者が、厚生労働省令に定める相談支援事業の運営基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。

### 2 事業者の責務（総合支援法第51条の22、児童福祉法第24条の30）

指定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めなければなりません。

- ・区市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、相談支援を障害者等の意向、適正、障害の特性等に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- ・相談支援の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ・障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等

のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 事業の基準（総合支援法第51条の24、児童福祉法第24条の31）

- ・ 指定相談支援事業者は、事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、指定相談支援事業に従事する従業者を有しなければなりません。
- ・ 指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければなりません。
- ・ 指定相談支援事業者は、事業の廃止・休止の届出をしたときは、その後も引き続き相談支援の提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう便宜の提供をしなければなりません。

4 変更の届出等（総合支援法第51条の25、児童福祉法第24条の32）

- ・ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、休止中の事業を再開した場合は、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ることが必要です。
- ・ 指定相談支援事業を廃止、休止するときは、その1月前までに、その旨を区市町村長に届け出ることが必要です。

5 指定の更新（総合支援法第51条の21、児童福祉法第24条の29）

指定相談支援事業者の指定は、6年ごとに更新を申請し、更新の指定を受けなければ効力を失います。

6 報告等（総合支援法第51条の27、児童福祉法第24条の34）

区市町村長は、必要があると認めるときは、指定相談支援事業者や従業者等に対して報告を求めたり帳簿書類等の提出、検査等を行なうことができます。

7 助言、命令等（総合支援法第51条の28、児童福祉法第24条の35）

区市町村長は、事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、助言し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

8 指定の取消し（総合支援法第51条の29、児童福祉法第24条の36）

区市町村長は、指定相談支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行うことができます。

- ・ 従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- ・ 厚生労働省令に定める指定相談支援事業の運営基準に従って適正な指定相談支援事業の運営ができなくなったとき。
- ・ 相談支援給付費等の請求に関し不正があったとき。  
区市町村等の求める報告又は帳簿書類の提出・支持に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・ 区市町村長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ・ 正な手段により指定相談支援事業者の指定を受けたとき。

9 公示（総合支援法第51条の30、児童福祉法第24条の37）

次の場合に、指定相談支援事業者に関する事項を公示します。

- ・ 指定相談支援事業者を指定したとき。
- ・ 指定相談支援事業の廃止の届出を受けたとき。
- ・ 指定相談支援事業の指定を取り消したとき。

10 業務管理体制の整備等（総合支援法第51条の31、児童福祉法第24条の38）

- ・ 指定相談支援事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければなりません。
- ・ 指定相談支援事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を届けなければなりません。

【指定基準】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成24年厚生労働省令第28号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成24年厚生労働省令第29号)

【相談支援専門員の要件】

- ・ 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年厚生労働省告示第227号)
- ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年厚生労働省告示第225号)

17. その他

事業所において、事故等が発生した場合は朝霞市障害福祉課まで報告してください。

- ・ サービス提供時における事故、怪我等
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として指定感染症（新型コロナウィルス感染症）等の発生

報告に必要な書類は、朝霞市ホームページ内「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできますので、ご利用ください。